

## 令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に伴う 保険税の減免及び傷病手当金の支給状況について

<概要>

### 1. 国民健康保険税の減免

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯又は重篤な傷病を負った世帯の方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方で、下記の（１）～（３）のすべてに該当する方
  - （１） 給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のうち、収入の種類ごとに令和 2 年中の収入（実績）に比べ、いずれかの収入が 10 分の 3 以上減少する見込みがあること
  - （２） 令和 2 年中の所得の合計が 1,000 万円以下であること
  - （３） 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和 2 年中の所得の合計が 400 万円以下であること

### 2. 傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われ仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与の一部または全額の支払いを受けることができなくなった方

1 日当たりの支給額×支給対象となる日＝傷病手当金の支給総額

<減免実績について>

令和 3 年 12 月末

	決定件数	決定金額	却下件数
減免額計	187 件	20,303,400 円	17 件

<傷病手当金実績について>

令和 3 年 12 月末

	決定件数	決定金額
支給実績	24 件	1,509,267 円